

長野県喀痰吸引等研修実施要綱（別添２） 新旧対照表

新（案）		旧	
(別添２) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の 修得程度の審査方法について		(別添２) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の 修得程度の審査方法について	
1～2（１） 省略		1～2（１） 省略	
2 (2) 実施手順等 ア 実施手順		2 (2) 実施手順等 ア 実施手順	
STEP 1	安全管理体制確保（※実地研修のみ。） 実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、医師が実地研修指導講師とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。	STEP 1	安全管理体制確保（※実地研修のみ。） 実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、医師が実地研修指導講師とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。
STEP <u>2-①</u>	観察判断（※実地研修のみ。） 研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。	STEP 2	観察判断（※実地研修のみ。） 研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。
STEP <u>2-②</u>	観察 研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。	STEP 3	観察 研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。
STEP <u>3</u>	準備 研修受講者が、医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。	STEP 4	準備 研修受講者が、医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。
STEP <u>4</u>	実施 研修受講者が、喀痰吸引等を実施する。	STEP 5	実施 研修受講者が、喀痰吸引等を実施する。

	※ 経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。
STEP <u>5</u>	報告 研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態を実地研修指導講師に報告する。
STEP <u>6</u>	片付け 研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。
STEP <u>7</u>	記録 研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

イ 基本研修（演習）及び実地研修類型区分

省令上の行為 (省令別表第3)	類型区分	
	通常手順	人工呼吸器 装着者
口腔内の喀痰吸引	①	②
鼻腔内の喀痰吸引	③	④
気管カニューレ内部の喀痰吸引	⑤	⑥
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下のみ)	⑦	—
<u>胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (半固形)</u>	<u>⑧</u>	—
<u>胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下及び半固形)</u>	<u>⑨</u>	—
経鼻経管栄養	<u>⑩</u>	—
救急蘇生法	—	—

① 口腔内吸引（通常手順）

	※ 経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。
STEP 6	報告 研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態を実地研修指導講師に報告する。
STEP 7	片付け 研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。
STEP 8	記録 研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

イ 基本研修（演習）及び実地研修類型区分

省令上の行為 (省令別表第3)	類型区分		
	通常 手順	人工呼吸器 装着者	半固形 タイプ
口腔内の喀痰吸引	①	②	
鼻腔内の喀痰吸引	③	④	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	⑤	⑥	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	⑦	—	⑨
経鼻経管栄養	⑧	—	

① 口腔内吸引（通常手順）

② 口腔内吸引

（人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）

③ 鼻腔内吸引（通常手順）

④ 鼻腔内吸引

（人工呼吸器装着者：口鼻マスクまたは鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）

- ② 口腔内吸引
(人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法)
- ③ 鼻腔内吸引 (通常手順)
- ④ 鼻腔内吸引
(人工呼吸器装着者：口鼻マスクまたは鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法)
- ⑤ 気管カニューレ内部吸引 (通常手順)
- ⑥ 気管カニューレ内部吸引
(人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法)
- ⑦ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下)
- ⑧ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (半固形)
- ⑨ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下及び半固形)
- ⑩ 経鼻経管栄養

ウ～オ 省略

(3) 実地研修実施上の留意事項

ア 実地研修指導者と医師等の役割分担

実地研修指導者と医師又は看護職員との役割分担については、次の(ア)及び(イ)を参考として安全かつ効率的に行うこと。

(ア) 上記2の(2)アのSTEP 2-①において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、医師の判断を確認すること。

(イ) 上記2の(2)アのSTEP 2-②からSTEP 7のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合は、直ちに研修を一時中止し、医師又は実地研修指導者が観察し、実地研修の継続の判断を行うこと。

イ 研修受講者の実施できる範囲

- ⑤ 気管カニューレ内部吸引 (通常手順)
- ⑥ 気管カニューレ内部吸引
(人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法)
- ⑦ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下)
- ⑧ 経鼻経管栄養
- ⑨ 胃ろうによる経管栄養 (半固形タイプ)

ウ～オ 省略

(3) 実地研修実施上の留意事項

ア 実地研修指導者と医師等の役割分担

実地研修指導者と医師又は看護職員との役割分担については、次の(ア)及び(イ)を参考として安全かつ効率的に行うこと。

(ア) 上記2の(2)アのSTEP 2において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、医師の判断を確認すること。

(イ) 上記2の(2)アのSTEP 3からSTEP 8のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合は、直ちに研修を一時中止し、医師又は実地研修指導者が観察し、実地研修の継続の判断を行うこと。

イ 研修受講者の実施できる範囲

上記2の(2)アのSTEP 4からSTEP 8の研修受講者が実施する行為については、別添1「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別

上記2の(2)アのSTEP 3からSTEP 7の研修受講者が実施する行為については、別添1「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号研修及び第二号研修の修得程度の審査方法について」の別表2「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、上記2の(2)アのSTEP 4において、経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、実地研修指導者又は実地研修協力者の家族が行うこと。

以下 省略

表第一号研修及び第二号研修の修得程度の審査方法について」の別表2「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、上記2の(2)アのSTEP 5において、経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、実地研修指導者又は実地研修協力者の家族が行うこと。

以下 省略